

第48回

成年被後見人選挙権訴訟を担当した若手に聞く

聞き手：新進会員活動委員会委員 角田 智美 (64期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士にインタビューし、記事を連載しています。今回は、成年被後見人が選挙権を有しないとする公職選挙法の規定が憲法に違反するとして、原告に選挙権があることを認めた東京地方裁判所平成25年3月14日判決の事案を担当した田上裕輝弁護士（島根県弁護士会）にお話をうかがいました。

——まず、訴訟の経過や結果について、教えてくださいませんか。

本件は、成年被後見人である原告が国に対して、国政選挙において投票することができる地位にあることの確認を求めた事案です。平成23年2月1日に東京地裁に訴訟を提起したのをきっかけに、さいたま地裁、京都地裁、札幌地裁にも同様の訴訟が提起されました。

そして、東京地裁で、公職選挙法11条1項1号は違憲で、原告には選挙権があるとして、選挙で投票できる地位にあることを確認する判決がなされました。その後、国側が控訴しましたが、第一審判決後に公職選挙法11条1項1号を削除する法改正がされて、目的は達成されたため、国政選挙において選挙人として投票をすることができる地位にあることを確認するという内容の和解成立で終了となりました。東京以外の訴訟についても、全て和解で終了しました。

——この訴訟にかかわることになったきっかけは何ですか。

私が弁護修習の時期に、原告から私の修習担当の弁護士と親しい弁護士に相談があり、弁護団を結成して訴訟をすることになりました。訴訟提起の時は、弁護修習も終わっていましたが、最後まで見届けたいと思っていたので、弁護士になってから弁護団の一員にいただきました。

実は、弁護修習中に訴状の起案もさせてもらいました。訴訟提起する頃には弁護修習は終わっていましたが、原案の訴状とはだいぶ違った訴状になっていましたが、ドラフトを作成したのは私です（笑）。

——訴訟にはどんな思いで取り組んでいましたか。

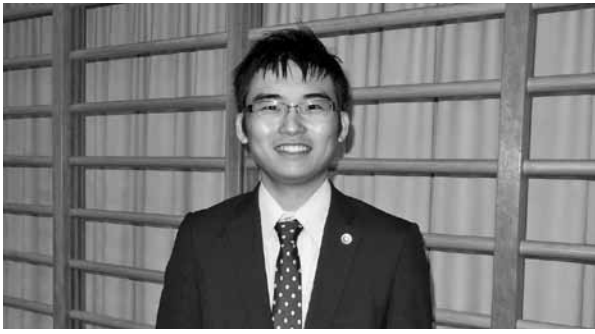
違憲判決を求める行政訴訟でしたので、絶対に勝訴できると確信して挑んだ訴訟ではありませんでした。しかし、絶対に勝訴しなければならないと思っていました。

なぜなら、原告の方々に再び選挙権を取り戻すだけでなく、勝訴しなければ、成年後見制度を利用した家族の方の気持ちも救われなかったからです。成年後見制度を利用する家族の方は、自分が成年後見の申立をしたために、自分の家族の選挙権を奪ってしまったと苦しんでおられました。その方達のためにも、何としても勝訴しなければと思っていました。

——この訴訟で苦労したことは何ですか。

最初から勝訴できるとはいえない案件でしたので、大変なことは多かったです。裁判所に対して法理論をきちんと述べることはもちろん大事ですが、社会を動かすということも重要でした。具体的には傍聴の呼びかけをしたり、署名運動をしたり、さらにマスコミや国会議員、憲法学者等への働きかけをしました。その結果、報道を通じて多くの方にこの問題を知っていただき、学者の先生にも意見書を書いていただいたり教科書に違憲説を載せていただいたりもしましたし、ご存じのように判決後の迅速な法改正にもつながりました。こうした経緯を考えると、苦労した…というのであれば、私よりも、この訴訟の意義を世間に知らせるべく運動していた支援者の方々の方が大変だったと思います。

——弁護団の中で、訴訟の分担などはどのようにやっていたのですか。



島根県弁護士会会員

田上 裕輝 弁護士 (64 期)

人とのつながりを大切にしたいという気持ちから、都心ではない場所での弁護士を希望し、島根で弁護士をすることになった。毎日様々な事件に追われており、忙しく大変なこともあるが、依頼者からの「ありがとう」の言葉があればがんばれると語る新進気鋭の弁護士。

弁護団で打合せをして、主張・反論すべき点を構成し、論点ごとに分担して起案していました。メーリングリストを使って各自の起案を共有して修正等をしていました。私が一番若手なので、私がまとめる作業をやるが多かったです。

打合せは主として東京で行っていましたが、私は島根在住ですので、スカイプも活用していました。

適宜、各地の弁護団とも情報交換し、それぞれの取り組みの内容や各地裁の進展状況なども確認しながら進めていました。

—— 国はどのような主張をしていたのでしょうか。

判決でも触れられていますが、国は、選挙権は法律で具体化されるものだからその法律を制定する国会の裁量が大きいものであるし、国家機関としての選挙人団を構成する一員として国会議員等の公務員を選定する公務であるから、選挙権を行使するに足る能力がある者にだけ選挙権を与えてもよいのだということを強調していました。

しかし、この主張については、選挙権の重要性を理解しないものであって全く説得力がないと感じていました。そもそも選挙をするのに必要な能力とは何なのかという根本的な疑問があった上に、何らかの能力が必要であるとしても、成年被後見人は財産の管理・処分ができない（それも厳密に言えば、まったくできないというわけではないのですが）とされているだけであり、選挙権の行使ができるかということとはそれと全く別問題なのは自明です。

また、国は、選挙のたびに能力を審査するわけにはいかないから後見制度を流用するのは合理的だという主張をしていましたが、本人を保護するための後見制度を流用して選挙権という重要な権利を奪うのは本末転倒です。

さらに、国は、不正な干渉を防ぐために能力のない者を排除するという主張もしていましたが、不正があるのなら不正を取り締まるべきなのであり、不正な干渉を受けるかもし

れない人から選挙権を奪うのも本末転倒です。

—— そのような主張をする国の態度について、どのように感じましたか。

今回原告になられた方は、国政に関心を持ち、毎回きちんと選挙に行っていた方々でした。にもかかわらず、突然、選挙権が剥奪されたのです。20歳以上の日本人ならば皆、選挙権が与えられるのに、自分だけ剥奪された。私は一体何者なのだろうと家族に話されたそうです。私達は当たり前前の権利を当たり前に行使できていますが、それを剥奪された人の気持ちを国はもっと理解すべきだ、心からそう思いました。

—— この訴訟に関わって良かったことは何ですか。

社会的意義のある訴訟に弁護団の一員として関与できただけで、本当に良かったと思っています。成年被後見人に選挙権はないということを知識としては知っていましたが、今回の裁判に携わるまでは特に意識することもなく、深く考えたこともありませんでした。この件で、実際に成年被後見人になっただけで選挙権を奪われた方を目の当たりにし、今まで当たり前に行使できていた権利である選挙権を奪われることがどういうことなのか、考えさせられました。そして、基本的人権というものがどういうものなのか、今後、弁護士として仕事をしていく中で、大切な視点を教えていただいたと思います。

また、「勝訴」の幕を掲げてテレビカメラの前に立つという貴重な経験もできました（笑）。

このように、若手のうちから、社会的意義のある訴訟に参加して、社会に存在する問題を意識することができたのは、私にとってとても有益なことでした。それだけでなく、新人の弁護士として、事務所以外の弁護士と仕事をするにより、普段とは違う形で指導を受けられて、本当に勉強になりました。若手のうちから経験を積むことができて、非常に有益だったと思います。